

伊勢崎市監査委員告示第 1 号

公 表 書

令和3年度定期監査を執行したので、地方自治法第199条第9項の規定に基づきその結果を別紙のとおり公表する。

令和4年 1月14日

伊勢崎市監査委員 光 山 喜一郎
同 高 田 嘉 郎
同 新 井 智

記

1 定期監査結果報告書

赤堀支所・あずま支所・境支所・市民部・健康推進部・福祉こども部・長寿社会部・産業経済部・農政部・都市計画部・教育委員会教育部（学校教育施設）

令和3年度定期監査結果報告書

1 監査の基準

監査委員は、伊勢崎市監査基準（令和2年3月12日監査委員訓令甲第1号）に準拠し実施した。

2 監査の種類

財務監査及び行政監査（地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項）

3 監査の日程及び対象

令和3年7月28日（水）

○教育委員会教育部

臨海学校

令和3年10月14日（木）

○健康推進部

国民健康保険課・年金医療課・健康づくり課・健康管理センター・あずま保健センター・スポーツ振興課・あずま運動施設管理事務所

令和3年10月20日（水）

○都市計画部

都市計画課・公園緑地課・区画整理課・都市開発課・市街地整備課

○教育委員会教育部（学校教育施設）

三郷幼稚園・北第二小学校・四ツ葉学園中等教育学校

令和3年11月9日（火）

○福祉こども部

社会福祉課・子育て支援課・境兒童館どんぐり・こども保育課・第三保育所・障害福祉課

○農政部

農政課・土地改良課

令和3年11月18日(木)

○長寿社会部

高齢政策課・地域包括支援センター・介護保険課・指導監査課

○産業経済部

商工労働課・企業誘致課・文化観光課

令和3年12月14日(火)

○赤堀支所

庶務課・住民福祉課

○あずま支所

庶務課・住民福祉課

○境支所

庶務課・住民福祉課

令和3年12月20日(月)

○市民部

市民課・市民サービスセンター宮子・市民活動課・人権課・隣保館・国際課

4 監査の着眼点

令和3年度における財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理及び事務の執行が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか。

施設は安全性を考慮して管理運営されているか。また、災害対策や防犯対策は万全であるか。

5 監査の実施内容

(1) 予備監査

本監査に先立ち監査委員事務局職員により、下記事項を重点に関係書類を試査又は精査をして予備監査を実施した。

- ア 予算の執行状況について
- イ 諸帳簿の記帳、整理、保管状況について
- ウ 金銭の出納、預金通帳の管理について
- エ 契約関係について
- オ 物品及び薬品等の出納、管理について

(2) 本監査

当該監査は、監査委員3名と事務局職員が、各課の予備監査結果と提出書類に基づき、監査委員室において質疑応答形式で実施した。また、所管施設については、抽出により現地に立ち入り、それぞれの所属長から当該施設の説明を受けるとともに、避難経路等安全施策、消火器整備状況、個人情報等に係る書庫や金庫の鍵の管理状況、感染予防対策等の確認を実施し、予備監査結果と提出書類に基づき、質疑応答形式で実施した。

6 監査の結果

[総括]

財務に関する事務をはじめ、行政事務の執行、施設の管理は概ね適正に処理されていると認められた。

指摘改善事項では、福祉こども部子育て支援課で、補助金関係において、交付要綱で定める1人当たりの補助上限額を超えて補助金が支払われているものがあった。補助金の支出にあたっては、規則や要綱を常に確認するとともに、申請書や実績報告書の書類審査の十分な精査と合わせて、チェック体制の強化を望むものである。

予備監査の結果を含めた個別の指摘事項については、本監査において、部長等に対し口頭で指摘するとともに各所属長から、その対応状況等を聴取した。

[個別事項]

予備監査の結果を含めた事務改善事項で多く見受けられたものは、服務関係において、週休日の振替簿兼代休日の指定簿で、時間外勤務手当（1

00分の25)が支給されていないもの、契約関係において、契約書に契約日の記載がないもの、契約時に支出負担行為書が未作成だったもの、仕様書で求めている書類等が未提出だったものがあった。チェック体制の充実と慎重かつ適正な事務処理を望むものである。

各部局等における上記に挙げた以外の主な事務改善事項は次のとおりである。

なお、事務処理上改善又は留意すべき点で軽微なものについては、予備監査終了後、口頭で通知したところである。

(1) 赤堀支所

特になし

(2) あずま支所

事務改善事項なし

(3) 境支所

特になし

(4) 市民部

特になし

(5) 健康推進部

勤務関係において、週休日の振替簿兼代休日の指定簿で、時間外勤務と振替が重複しているものがあった。修繕関係で、監督職員指定通知書が未作成のもの、委託関係で、仕様書で定めるとおりの支払いができていなかったものがあった。チェック体制の充実と、適正な事務処理を望むものである。

(6) 福祉こども部

補助金関係において、補助金支出で、交付決定で通知した支払時期より遅延していたもの、扶助費関係において、支出負担行為書が未決裁だったものがあった。決裁の重要性を再認識すると共に、適正な事務処理を望むものである。

(7) 長寿社会部

事務改善事項なし

(8) 産業経済部

物品関係において、請書が未決裁だったもの、委託関係において、見積合せ調書の見積合せ執行担当者が相違しているものがあった。決裁の重要性を再認識すると共に、適正な事務処理を望むものである。

(9) 農政部

補助金関係において、請求書で、請求件数と添付計算書の内訳件数が相違しているものがあった。チェック体制の充実と、適正な事務処理を望むものである。

(10) 都市計画部

特になし

(11) 教育委員会教育部（学校教育施設）

特になし